

佐賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十四号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県税条例の一部改正)

第一条 佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の七第一項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「あるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第九十九条の八第四項中「二年」を「三年」に改める。

第九十九条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二 知事は、天災その他の災害により自己の所有に係る自動車につき損害を受け、相当の修繕費(保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を除く。)の支出を要すると認められる者に対しては、当該損害の程度に応じ、自動車税(当該災害が発生した日の属する年度分に限る。)を減免することができる。

2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類、修繕費として支出した金額の明細を証明する書類及び保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を証明する書類を添付して知事に提出しなければならぬ。

一 納税者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の登録番号、車台番号、自動車税額その他減免を受けようとする自動車であることを特定するために必要な事項として規則で定める事項

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める自動車の損害に関する事項

附則第五条の五第一項第二号八中「並びに租税特別措置法第十条」を「租税特別措置法第十条」に、「及び第十条の二の二から第十条の七まで」を「

第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の七（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二及び第十条の三」に改める。

附則第十六条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項の」を「これらの」に、「同項中」を「これらの規定中」に改める。

附則第十七条の二第一項及び第三項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の三中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の二第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号口に掲げる軽油自動車又は附則第十八条の二の三第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に改め、「新規登録等」の下に「（法附則第十二条の二の二第二項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第十八条の二の三において同じ。）」を加え、「法附則第十二条の二の二第二項」を「附則第十八条の二の三第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げるガソリン自動車（法附則第十二条の二の二第二項第四号のガソリン自動車をいう。以下この条において同じ。）

イ 乗用車又は車両総重量（法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十八条の二の三において同じ。）が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(1)の平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率（法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)のエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が平成

二十七年年度基準エネルギー消費効率（同号イ(3)の平成二十七年年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車（法附則第十二条の二の二第二項第五号の軽油自動車をいう。以下この条において同じ。）

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準（法附則第十二条の二の二第二項第五号イの平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この条にお

いて同じ。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準（法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)の平成二十一年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第十八条の二第三項中「法附則第十二条の二の二第二項又は前項」を「前項又は附則第十八条の二の三第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 次に掲げるガソリン自動車
- イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

- ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以

上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第四項を次のように改める。

4 第二項（第一号イに係る部分に限る。）及び前項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の二の二第三項の平成二十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項において同じ。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率（同号イ(3)の平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十八条の二第五項から第八項までを削る。

附則第十八条の二の三第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「（附則第十八条の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 附則第十八条の二第三項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車
- 二 附則第十八条の二第三項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十八条の二の三第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加

える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができ設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針（次項及び第六項において「基本方針」という。）に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の三第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

6 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認められたものであること。

7 次に掲げるトラック（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めらるるものに適合するもの

二 車両総重量が十三トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

附則第十八条の二の三第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（附則第十八条の二第四項から第七項までの規定の適

用がある場合の自動車の取得を除く。」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第二項とする。

- 一 附則第十八条の二第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車
- 二 附則第十八条の二第二項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十八条の二の三に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

- 一 法附則第十二条の二の二第二項第一号に掲げる電気自動車
- 二 法附則第十二条の二の二第二項第二号に掲げる天然ガス自動車
- 三 法附則第十二条の二の二第二項第三号に掲げる充電機能付電力併用自動車

四 法附則第十二条の二の二第二項第四号（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

五 法附則第十二条の二の二第二項第五号イに掲げる軽油自動車

六 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車（同項第三号の電力併用自動車をいう。以下この条において同じ。）に限る。）

附則第十八条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十九条第一項中「とする自動車で施行規則で定めるもの」を「とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「及びメタノール」を「メタノール」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資す

るもので施行規則で定めるものをいう。第四項において同じ。）並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第四項第二号イ中「この項」の下に「及び第六項」を加え、「定めるもの（以下この号及び第六項）」を「定めるもの（以下この号）」に改め、同号ロ中「及び第六項」を削り、同項第三号中「（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）」を削り、「備えているもので施行規則で定めるものをいう」の下に「。第六項において同じ」を加え、同項第四号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加え、「以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。」を「第六項において「基準エネルギー消費効率」という。」であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第八項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に改め、同条第六項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第十九条第六項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第八項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）

に百分の百十」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 充電機能付電力併用自動車

附則第十九条第七項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第八項中「及び前三項」を「第六項(前項において読み替えて準用する場合を含む。）」又は第七項(前項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第六項(第四号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第六項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第八項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは「第四項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第四項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)」を「震災特例法」に改める。
附則に次の一条を加える。

(東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の税率の特例)

第二十七条 平成二十六年から平成三十五年度までの各年度分の個人の県

民税に限り、均等割の税率は、第三十五条の規定にかかわらず、千五百円とする。

第二条 佐賀県税条例の一部を次のように改正する。

附則第五条の五第一項第二号ハ中「及び第十条の三」を「から第十条の三の二まで」に改める。

(佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 佐賀県税条例等の一部を改正する条例(平成二十三年佐賀県条例第十

一号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち佐賀県税条例附則第五条の五の改正規定中「第十条の七」を「第十条の六まで及び第十条の七」に、「第十条の六」を「第十条の五まで及び第十条の六」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中佐賀県税条例第百十九条の次に一条を加える改正規定並びに同条例附則第五条の五第一項第二号ハ及び第二十六条の改正規定並びに同条例の附則に一条を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第六条第一項、第七条及び第八条の規定 公布の日

二 第一条中佐賀県税条例第百九条の八第四項の改正規定及び附則第五条の規定 平成二十四年四月一日

三 第一条中佐賀県税条例第三十九条の七第一項の改正規定及び次条第二項の規定 規則で定める日

四 第二条の規定 規則で定める日

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の佐賀県税条例(以下「新条例」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の佐賀県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十九条の七第一項の規定は、前条第三号に定める日以後に提出する新条例第三十九条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について

適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第五条 新条例第百九条の八第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後に交付する免税軽油使用者証について適用し、同日前に交付した免税軽油使用者証については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新条例第百九条の二の規定は、この条例の公布の日以後に発生した天災その他の災害から適用する。

2 新条例附則第十九条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年分までの自動車税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 佐賀県税条例等の一部を改正する条例(平成二十三年佐賀県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中佐賀県税条例第三十四条第一号及び第三十九条の七第一項の改正規定並びに同条例附則第二条第一項及び第二項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定を削る。

附則第一条第二号中「、第三十九条の七第一項」を削り、同条第四号を削る。

附則第三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を削り、第四項

を第二項とする。

第一条（佐賀県税条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（退職所得申告書）</p> <p>第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第二百二十八条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三十九条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額</p> <p>三 略</p> <p>四 その者が所得税法第三十条第五項第三号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実</p> <p>五 略</p> <p>2 略</p> <p>（軽油引取税に係る免税の手続）</p> <p>第九十九条の八 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 免税軽油使用者証の有効期間は、三年とする。</p>	<p>（退職所得申告書）</p> <p>第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第二百二十八条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三十九条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済みの他の退職手当等があるときはその金額</p> <p>三 略</p> <p>四 その者が所得税法第三十条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実</p> <p>五 略</p> <p>2 略</p> <p>（軽油引取税に係る免税の手続）</p> <p>第九十九条の八 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 免税軽油使用者証の有効期間は、二年とする。</p>

改正後	改正前
<p>5・6 略</p> <p>第百十九条の二 知事は、天災その他の災害により自己の所有に係る自動車につき損害を受け、相当の修繕費（保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を除く。）の支出を要すると認められる者に対しては、当該損害の程度に応じ、自動車税（当該災害が発生した日の属する年度分に限る。）を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類、修繕費として支出した金額の明細を証明する書類及び保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を証明する書類を添付して知事に提出しなければならぬ。</p> <p>一 納税者の住所及び氏名又は名称</p> <p>二 自動車の登録番号、車台番号、自動車税額その他減免を受けようとする自動車であることを特定するために必要な事項として規則で定める事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める自動車の損害に関する事項</p> <p>附 則 （個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第五条の五 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」とい</p>	<p>5・6 略</p> <p>附 則 （個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第五条の五 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」とい</p>

改正後	改正前
<p>う。)が平成十二年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条(同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の七(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。))第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(む。))の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二及び第十条の三の規定による控除額の合計額</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第十六条 平成十八年四月一日から平成二十</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p>	<p>う。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額並びに租税特別措置法第十条(同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。))及び第十条の二の二から第十条の七までの規定による控除額の合計額</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第十六条 平成十八年四月一日から平成二十</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p>

改正後	改正前
<p>七年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。</p> <p>2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第六十三条の二第二項若しくは第二項又は第六十六条の二第一項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第十七条の二 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第七十三条の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行われた場合に限る。当該土地の価格の二分の一の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成十八年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、第六十六条の二第二項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第六十六条の二第一項</p>	<p>四年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。</p> <p>2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第六十三条の二第二項若しくは第二項又は第六十六条の二第一項の規定に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第十七条の二 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第七十三条の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行われた場合に限る。当該土地の価格の二分の一の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、第六十六条の二第二項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第六十六条の二第一項</p>

改正後	改正前
<p>の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第十七条の三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十七条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「二年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三条の二第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」と、第六十四条第一項中「二年」とあるのは「三年(当該取得の日から三年以内に同条第一</p>	<p>の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第十七条の三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十七条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「二年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三条の二第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」と、第六十四条第一項中「二年」とあるのは「三年(当該取得の日から三年以内に同条第一</p>

改正後	改正前
<p>項に規定する特例適用住宅が新築されること が困難である場合として施行令で定める 場合においては、(四年)」とする。</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第十八条の二 略</p> <p>2 次に掲げる自動車であつて新規登録等 (法附則第十二条の二の二第二項の新規登 録等をいう。以下この条及び附則第十八条 の二の三において同じ。)を受けるものの取 得(附則第十八条の二の三第四項から第七 項までの規定の適用がある場合の自動車の 取得を除く。)に対して課する自動車取得税 の税率は、当該取得が平成二十七年三月三 十一日までに行われたときに限り、第九十 四条及び前項の規定にかかわらず、当該取 得についてこの項の規定の適用がないもの とした場合に適用されるべき同条又は前項 に定める率に四分の一を乗じて得た率とす る。</p> <p>一 次に掲げるガソリン自動車(法附則第十 二条の二の二第二項第四号のガソリン 自動車をいう。以下この条において同 じ。)</p> <p>イ 乗用車又は車両総重量(法附則第十 二条の二の二第二項第二号に規定する 車両総重量をいう。以下この条及び附 則第十八条の二の三において同じ。)が 二・五トン以下のバス若しくはトラッ クのうち、次のいずれにも該当するも ので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準 (法附則第十二条の二の二第二項第 四号イ(1)の平成十七年ガソリン軽中 量車基準をいう。以下この条において 同じ。)に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年</p>	<p>項に規定する特例適用住宅が新築されるこ とが困難である場合として施行令で定める 場合においては、(四年)」とする。</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第十八条の二 略</p> <p>2 第八項第一号、第二号若しくは第三号ロ に掲げる軽油自動車又は附則第十八条の二 の三第一項に規定する第一種省エネルギー 自動車であつて新規登録等を受けるものの 取得(法附則第十二条の二の二第二項の規 定の適用がある場合の自動車の取得を除 く。)に対して課する自動車取得税の税率 は、当該取得が平成二十四年三月三十一日 までに行われたときに限り、第九十四条及 び前項の規定にかかわらず、当該取得につ いてこの項の規定の適用がないものとした 場合に適用されるべき同条又は前項に定め る率に四分の一を乗じて得た率とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率（法附則第十二条の二の二第二項第四号イ⁽³⁾）のエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が平成二十七年基準エネルギー消費効率（同号イ⁽³⁾）の平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p>	

改正後	改正前
<p>二 次に掲げる軽油自動車（法附則第十二条の二の二第二項第五号の軽油自動車をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準（法附則第十二条の二の二第二項第五号イの平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油重量車基準（法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)の平成二十一年軽油重量車基準をいう。以下この条において同</p>	

改正後	改正前
<p>じ。)に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの。</p> <p>(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十八条の二の三第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。</p> <p>一 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年</p>	<p>3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第十二条の二の第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。</p> <p>一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条及び附則第十八条の二の三において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>

改正後	改正前
<p>ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>二 次に掲げる軽油自動車</p> <p>イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施</p>	<p>イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第十八条の二の三第一項第一号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。</p> <p>ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十八条の二の三において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十八条の二の三において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。</p> <p>二 附則第十八条の二の三第二項に規定する第二種省エネルギー自動車</p>

改正後	改正前
<p>行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。</p>	

改正後

改正前

合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年
 度基準エネルギー消費効率に百分
 の百五を乗じて得た数値以上である
 こと。

4 第二項(第一号イに係る部分に限る。)及び前項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二の二第三項の平成二十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項において「同じ。」を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率(同号イ(3)の平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

4 電気自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則で定めるものをいう。以下この項において「同じ。」で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合

改正後	改正前
	<p>に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。</p> <p>一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に</p>

改正後	改正前
	<p>7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電気併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。</p> <p>一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。</p> <p>ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー</p>

改正後	改正前
	<p>ギヤ消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。</p> <p>ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>ハ エネルギヤ消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項又は附則第十八条の二の三第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年八月三十一日（第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号又は第三号ロに掲げる軽油自動車にあつては百分の一を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第三号イに掲げる軽油自動車にあつては百分の</p>

改正後	改正前
<p>(自動車取得税の課税標準の特例)</p> <p>第十八条の二三 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」とい</p>	<p>○・五をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。)に適合するもの</p> <p>ロ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(自動車取得税の課税標準の特例)</p> <p>第十八条の二三</p>

改正後	改正前
<p>う。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 法附則第十二条の二の二第二項第一号に掲げる電気自動車</p> <p>二 法附則第十二条の二の二第二項第二号に掲げる天然ガス自動車</p> <p>三 法附則第十二条の二の二第二項第三号に掲げる充電機能付電力併用自動車</p> <p>四 法附則第十二条の二の二第二項第四号(同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車</p> <p>五 法附則第十二条の二の二第二項第五号イに掲げる軽油自動車</p> <p>六 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに掲げる軽油自動車(電力併用自動車(同項第三号の電力併用自動車をいう。(同項第三号の電力併用自動車をいう。以下この条において同じ。)に限る。))</p> <p>2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 附則第十八条の二第二項第一号(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車</p> <p>二 附則第十八条の二第二項第二号ハ又は二に掲げる軽油自動車(電力併用自動車</p>	<p>次に掲げる自動車(以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(附則第十八条の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用</p>

改正後	改正前
<p>に限る。)</p> <p>3 次に掲げる自動車（以下この項において「<u>第三種環境対応車</u>」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の<u>第三種環境対応車</u>の取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 附則第十八条の二第三項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車</p> <p>二 附則第十八条の二第三項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）</p>	<p>されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>2 次に掲げる自動車（以下この項において「<u>第二種省エネルギー自動車</u>」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の<u>第二種省エネルギー自動車</u>の取得（附則第十八条の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p>

改正後	改正前
<p>4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針（次項及び第六項において「基本方針」という。）に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p> <p>5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十八条</p>	

改正後	改正前
<p>の二の三第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。</p> <p>一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p> <p>6 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p> <p>三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。</p> <p>7 次に掲げるトラック（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定</p>	

改正後	改正前
<p>の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの</p> <p>二 車両総重量が十三トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</p> <p>8 前各項の規定は、第九十七条第一項又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第十八条の四 平成二十七年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第二百一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の七第</p>	<p>3 前二項の規定は、第九十七条第一項又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第十八条の四 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第二百一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の七第</p>

改正後	改正前
<p>二項において読み替えて準用する法第四百十四條の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二條の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百十四條の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>一〜五 略</p> <p>2 略</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第十九條 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。第四項及び第六項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。第四項及び第六項において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるもの）であつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二條第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第四項において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百十二條第一項及び第二項の規定の適用については、次の</p>	<p>二項において読み替えて準用する法第四百十四條の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二條の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百十四條の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>一〜五 略</p> <p>2 略</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第十九條 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものをいう。第四項及び第六項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。第四項及び第六項において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百十二條第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度</p> <p>二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度</p> <p>略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる自動車に対する第一百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車は平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる天然ガス自動車</p> <p>イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び第</p>	<p>一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十一年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度</p> <p>二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度</p> <p>略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる自動車に対する第一百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車は平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる天然ガス自動車</p> <p>イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び第</p>

改正後

改正前

六項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第六項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

六項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び第六項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第六項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第六項において同じ。）

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

改正後	改正前
<p>四 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（第六項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第八項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（第六項及び第七項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>略</p> <p>5 略</p> <p>6 次に掲げる自動車に対する第一百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものと</p>	<p>四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（第六項及び第七項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>略</p> <p>5 略</p> <p>6 次に掲げる自動車に対する第一百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十一年分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十二年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとす</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>一 略</p> <p>二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>三 充電機能付電力併用自動車</p> <p>四 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第八項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>7 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に</p>	<p>る。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる天然ガス自動車</p> <p>イ 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月</p>

改正後	改正前
<p>新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年分の自動車税に限り、当該自動車⁸が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十六年分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>略</p>	<p>三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては、平成二十二年分⁸の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>略</p>
<p>8 第六項(第四号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第六項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第八項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは「第四項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第四項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。</p> <p>9 第四項、第六項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第七項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における第一百十二条第三項及び第四項の規定の適用について</p>	<p>8 第四項及び前三項の規定の適用がある場合における第一百十二条第三項及び第四項の規定の適用については、第三項及び第五項の規定を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>は、第三項及び第五項の規定を準用する。</p> <p>(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)</p> <p>第二十六条 附則第十八条の六の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p> <p>(東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の税率の特例)</p> <p>第二十七条 平成二十六年から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第三十五条の規定にかかわらず、千五百円とする。</p>	<p>(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)</p> <p>第二十六条 附則第十八条の六の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p>

第二条(佐賀県税条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第五条の五 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金</p>	<p>附則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第五条の五 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金</p>

改正後	改正前
<p>額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十條（同法第十條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第十條の二の二から第十條の六まで及び第十條の七（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十條の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第十條の二から第十條の三の二までの規定による控除額の合計額</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十條（同法第十條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第十條の二の二から第十條の六まで及び第十條の七（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十條の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第十條の二及び第十條の三の規定による控除額の合計額</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>第三条（佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第十一号）の一部改正に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>（佐賀県税条例の一部改正）</p> <p>第一条 佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p>	<p>改正前</p> <p>（佐賀県税条例の一部改正）</p> <p>第一条 佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p>

改正後	改正前
<p>附則第五条の五第一項第二号ハ中「第十条の六まで及び第十条の七」を「第十条の五まで及び第十条の六」に改める。 (略)</p>	<p>附則第五条の五第一項第二号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改める。 (略)</p>

附則第八条（佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第十一号）の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（佐賀県税条例の一部改正） 第一条 佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。 (略) 第二十九条中「前条の」を「同項の」に、「三万円」を「十万円」に改める。</p>	<p>（佐賀県税条例の一部改正） 第一条 佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。 (略) 第二十九条中「前条の」を「同項の」に、「三万円」を「十万円」に改める。 第三十四条第一号イの表(8)中「控除対象扶養親族」の下に「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。 第三十四条の二中「五千元」を「二千元」に改め、同条第三号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。 第三十九条の七第一項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「あるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかを別及び」を加え、同条第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。</p>
<p>(略) 第七十条第二項中「前条第一項の」を「第六十九条第一項の規定による」に改める。</p>	<p>(略) 第七十条第二項中「前条第一項の」を「第六十九条第一項の規定による」に改める。</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条中佐賀県税条例第二十一条第一</p>	<p>附則第二条第一項及び第二項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる県民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>一 前年の合計所得金額が五百万円未満である県民税の所得割を課すべき者 扶養親族</p> <p>二 前年の合計所得金額が五百万円以上である県民税の所得割を課すべき者 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの</p> <p>イ 県民税の所得割を課すべき者が、施行規則で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、法附則第三条の三第八項に規定する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出した場合 扶養親族 (特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限る。)</p> <p>ロ イ以外の場合 扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条中佐賀県税条例第二十一条第一</p>

改正後	改正前
<p>項、第三十四条の二、第五十一条の第二項、第五十一条の三並びに第五十三条第一項及び第二項の改正規定並びに同条例附則第十二条の改正規定、第三条及び第四条の規定並びに次条及び附則第三条第二項から第四項までの規定 規則で定める日</p> <p>三 略</p> <p>第三条 (県民税に関する経過措置)</p> <p>新条例第三十四条の二の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新条例第三十四条の二各号に掲げる寄附金について適用する。</p> <p>2 略</p>	<p>項、第三十四条の二、第三十九条の七第一項、第五十一条の二第三項、第五十一条の三並びに第五十三条第一項及び第二項の改正規定並びに同条例附則第十二条の改正規定、第三条及び第四条の規定並びに次条及び附則第三条第二項から第四項までの規定 規則で定める日</p> <p>三 略</p> <p>四 第一条中佐賀県税条例第三十四条第一号イの改正規定及び同条例附則第二条の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 規則で定める日</p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第三条 新条例第三十四条第一号イ及び附則第二条の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第三十四条の二の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新条例第三十四条の二各号に掲げる寄附金について適用する。</p> <p>3 新条例第三十九条の七の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に提出する新条例第三十九条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。</p> <p>4 略</p>